

令和3年第1回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年3月8日（月曜日）午前10時33分～午後0時8分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第72号 青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について

議案第74号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

請願第2号 ブックスタート事業の復活を求める請願

### 4 報告事項

(1) 「猫の適正飼養ガイドライン」の策定について

(2) 青森市特定不妊治療費助成事業の拡充について

(3) 青森市浪岡不燃物埋め立て処分場の廃止について

### ○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	花田 明 仁
委員	中村 節 雄		

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	長井道隆	福祉部参事	加福拓志
福祉部長	館山新	保健部次長	山口朋子
保健部長	浦田浩美	保健部参事	佐々木祐子
浪岡事務所副所長	三浦大延	市民病院事務局次長	加福理美子
市民病院事務局長	岸田耕司	浪岡事務所次長	小笠原聡
環境部次長	川村敬貴	市民病院事務局総務課長	小鹿正憲
福祉部次長	福井直文	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	小山隆	議事調査課主査	猪口茂樹
議事調査課主査	山内克昌		

**○村川みどり委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本日は、所管の報告事項の説明のため、浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

次に、理事者の皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において、本委員会に付託されました議案7件及び請願1件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第72号「青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第72号「青森市ふれあいの館条例を廃止する条例の制定について」御説明いたします。

お手元に配付しております議案第72号関係資料を御覧ください。

条例の制定理由についてであります。障害のある方に懇談・休養・交流の場を提供することにより、社会参加の推進と福祉の増進を図ることを目的として、昭和57年に設置いたしました青森市ふれあいの館について、施設の老朽化及び昨年4月に青森市総合福祉センターから子ども支援センターが元気プラザに移転したことに伴いまして、そのスペースに、令和3年4月から、青森市ふれあいの館の機能を移転することとしました。このことから、青森市ふれあいの館条例を廃止する条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例の施行期日は、令和3年4月1日を予定しております。

以上、議案第72号について御説明いたしました。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第 74 号「青森市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第 74 号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴いまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定するものであります。

続きまして、「2 改正する条例」についてであります。本条例により改正する条例は、条例番号 1 の青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例など 7 条例となります。

次に、「3 改正内容」を御覧ください。

改正内容であります。「(1) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応」を図るため、効果的な就労支援に向けた取組を推進することとし、就労移行支援事業における就労支援員の常勤要件の緩和などをするものであります。

次に、「(2) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進」を図るため、アの医療的ケアが必要な障害児への支援を推進することとし、医療的ケア児の受入れに当たり看護師を配置する事業所における人員基準の変更、また、イの支援の質の向上を推進することとし、従業者要件の障害福祉サービス経験者を廃止し、保育士及び児童指導員のみ限定するものであります。

「(3) 感染症や災害への対応力の強化」を図るため、アの日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進することとし、感染症の発生及び蔓延等の予防に関する取組として、訓練の実施、委員会の開催、指針の整備の義務化など、また、イの支援の継続を見据えた緩和を図るため、担当者会議、委員会等の開催に当たってテレビ電話等の活用を可能とすることとしております。

次に、「(4) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直し」を図るため、アの障害者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化に取り組むこととし、障害者虐待の防止への取組として、従業者への研修の実施、委員会の設置、責任者の設置の義務化など、また、イの障害福祉現場の人材確保・

業務効率化を図ることとして、ハラスメントを防止するための方針の明確化等を義務化することとしております。

次に、「(5) その他」といたしましては、運営規程等の重要事項の掲示方法の緩和などするものであります。

本条例の施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

次に、議案第74号関係資料2を御覧ください。

資料2は、改正内容、改正する条例、改正する条項及び新旧対照表該当ページについて、整理した資料となります。

条例番号は資料1の改正する条例で示した条例番号で、関係資料は、新旧対照表を掲載している議案第74号関係資料の番号となります。

通常は、条例ごとの新旧対照表を基に御説明するところではありますが、1つの改正内容に関連して、改正を行うこととなる条例や条項が多数ありますことから、より分かりやすい説明となるよう、この資料2で改正内容を御説明させていただきたいと思っております。

初めに、「(1) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応」、「ア 効果的な就労支援に向けた取組」に関する改正について御説明いたします。

1つ目は、就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う就労支援員について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする改正であります。

当該改正につきましては、条例番号1、2、3、6の条例を改正するものであり、改正する条項については、該当条項に記載のとおりとなります。以下、改正する条項についての説明は省略させていただきます。

2つ目は、就労継続支援A型事業者の基本報酬の算定に係る実績について、現行の1日の平均労働時間に加え、生産活動、多様な働き方、支援力向上及び地域連携活動の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式に見直すに当たり、就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする改正であります。

3つ目は、一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援が開始できるよう、本人が就労定着支援事業の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする改正であります。

次に、「(2) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進」、「ア 医療的ケアが必要な障害児への支援」に関する改正について御説明いたします。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととし、ただし、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員または保育士でなければならないものとする改正であります。

「イ 支援の質の向上」に関する改正について御説明いたします。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における専門性及び質の向上に向けて、現行の障害福祉サービス経験者を廃止し、保育士・児童指導員のみならず人員基準を見直すこととする改正であります。

「(3) 感染症や災害への対応力の強化」、「ア 日頃からの備えや業務継続に向けた取組の推進」に関する改正について御説明いたします。

1つ目は、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務づける改正であります。

2つ目は、感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務づける改正であります。

3つ目は、非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする改正であります。

「イ 支援の継続を見据えた緩和」に関する改正について御説明いたします。

1つ目は、障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する改正であります。

2つ目は、就労定着支援事業の業務効率化を図るため、必ずしも対面で提供する必要のない雇用に伴う日常生活の相談等について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する改正であります。

次に、「(4) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直し」、「ア 障がい者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化」に関する改正について御説明いたします。

1つ目は、障害者虐待防止のさらなる推進のため、運営基準に虐待防止委員会の設置等の義務化、従業者への研修の実施の義務化、虐待の防止等のための責任者の設置の義務化を盛り込む改正であります。なお、虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等となっております。

2つ目は、身体拘束等の適正化のさらなる推進のため、全ての障害福祉サービス

等事業者を対象に、運営基準に適正化のための委員会の開催等の義務化、適正化のための指針の整備を義務化、適正化のための定期的な研修の実施の義務化を盛り込む改正であります。なお、虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱うものとなっております。

3つ目は、訪問系サービスについても、身体拘束が行われることが想定されるため、運営基準に身体拘束等の禁止の規定を設ける改正であります。

「イ 障害福祉現場の人材確保・業務効率化」について御説明いたします。

障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持を義務づける改正であります。

次に、「(5) その他」に関する改正について御説明いたします。

運営規程等の重要事項の掲示について、利用者の利便性向上等の観点から、冊子にしたものを自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができることとする改正であります。

次に、議案第74号関係資料3を御覧ください。

改正する7つの条例について、条例ごとに、該当条項順に改正内容を記載しております。

先ほど説明しました資料2の逆の見方をする資料として捉えていただければと思います。整理番号は、資料2の改正内容ごとの整理番号を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

このほか、条ずれ等の改正がありますが、御説明は省略させていただきたいと思います。

以上、議案第74号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** この改正で、私がやっぱり引っかかるのが、就労移行支援事業における就労支援員の常勤要件の緩和というところです。前の協議会の中では、常勤じゃなくても非常勤でも可能であるとか、あるいは兼務でも可能であるというような説明があったと思いますが、単純な疑問として、この常勤要件の緩和をすればきめ細やかな支援ができなくなるのではないかというふうな懸念がありますが、それに対して市の見解はどうでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ただいまの御質疑についてですけれども、まずは、今回のこの就労支援員の常勤換算で認めるというのは、昨今のいわゆる就労支援員等の事業者の確保が難しいということで、少しでも要件緩和をして人の部分を救ってあげようという趣旨があります。委員から質疑のあった点につきましては、支援のノウハウの共有や適切な連絡体制を取ることによって、それは救えるものというふうにして

考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私もこのことに関して、全部ではないんですけれども勉強してみました。国のほうで、報酬改定に関する意見等ということでヒアリングを行っているわけなんですけれども、その中でも、今、福祉部長もおっしゃったように、現在の基準では、特に人口の少ない地方都市においては、利用者定員の少ない事業所も多く、運営が厳しく撤退する事業者も見られているというようなことでしたが、本市ではどうなんでしょうか。この事業所、撤退とか厳しいとかそういった事例というのはあるんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 担当課長から説明させます。

**○村川みどり委員長** 加福福祉部参事。

**○加福拓志福祉部参事** 現状ですけれども、現状では全て常勤ということになっております。今、この条例等の改正があることで、今のところ変えるという状況にはないということでありませう。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 常勤かどうかではなくて、事業所が厳しくなっているのかどうか。数が例えば減っているのかどうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 担当課長から説明させます。

**○村川みどり委員長** 加福福祉部参事。

**○加福拓志福祉部参事** 事業所をやめているところはありません。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 本市においては、そこまで厳しい状況ではないということでした。それから、ほかの自治体では、この改正に当たって意見募集を行っている自治体も調べたら出てきましたが、そういった意見募集等についてはどうなんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 今回のこの改正につきましては、国の改正どおりで市が独自に規定した部分はありませんので、意見募集ということはあえてしておりませう。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。いずれにせよ、事業所がなぜ運営が厳しいかというところは、人員配置の緩和ということで解決するのではなくて、抜本的に報酬体系などの見直しが必要ではないかというふうに思います。就労支援員は本当に大事な存在だと思います。今、定着問題なんかも課題として挙げられていますが、そういった問題を解決していく上でも、配置の緩和をするのではなくて、基準の緩和をするのではなくて、報酬体系の見直しなどを行っていくという方向性が私はいいと思うので、この改正には賛成することはできません。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 74 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 75 号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第 75 号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。本条例は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和 2 年 6 月 5 日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 3 年 1 月 25 日に公布されたことに伴い、青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係する条例について、所要の改正をするものであります。

次に、「2 改正する条例」を御覧ください。

本条例により改正いたしますのは、記載の 13 条例となります。

次に、「3 改正内容」についてであります。 (1) として、感染症や災害への対応力強化を図るため、アとして、日頃からの備えと業務継続に向けた取組を推進し、全てのサービスに、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務化などするものであります。

次に、(2) の地域包括ケアシステムの推進を図るため、アとして、認知症への対応力向上に向けた取組を推進することとし、医療・福祉関係の資格を有さない介護職員に認知症介護基礎研修の受講の義務化、イとして、医療と介護の連携を推進することとし、薬剤師の介護支援専門員等への情報提供について明確化などするほか、その他記載のとおり取り組んでいくこととしております。

次に、(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進を図るため、アとして、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化をしていくこととし、口腔

衛生管理体制を整備、管理栄養士等を配置し栄養管理を強化、イの介護サービスの質の評価と介護関連データを活用した科学的介護の取組を推進していくこととし、介護保険等関連情報等を活用した介護サービスの質の向上を図ることとしております。

次に、(4) 介護人材の確保・介護現場の革新を図るため、アの介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を推進していくこととし、適切なハラスメント対策の実施、イのテクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減を推進していくこととし、サービス担当者会議等においてテレビ電話等の活用などに取り組むこととしております。

次に、(5) 制度の安定性・持続可能性の確保を図るため、アの評価の適正化・重点化を推進していくこととし、閉鎖的なサービス提供が行われないよう訪問系サービス事業所等のサービスの適正化などするものであります。

次に、(6) 居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和といたしましては、主任介護支援専門員を管理者とする要件を緩和するものであります。

次に、(7) その他といたしましては、施設系サービスに、事故発生の防止のための安全対策の担当者の設置を義務化、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備等を義務化などするものであります。

本条例の施行期日につきましては、一部を除き、本年4月1日を予定しております。

次に、資料2を御覧ください。

資料2は、具体的な改正内容、改正する条例、改正する条項及び新旧対照表該当ページについて、総括的に整理した資料であります。

条例番号は資料1の条例ごとに付した番号で、関係資料は新旧対照表を掲載した資料の番号となっております。

通常は、条例ごとの新旧対照表を基に御説明するところでありますが、1つの改正内容に関連して、改正を行うこととなる条例や条項が多数ありますことから、資料2で改正内容を御説明させていただきたいと思っております。

初めに、「(1) 感染症や災害への対応力強化」の「ア 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進」について御説明いたします。改正内容は、整理番号①から2ページになりますが、③までに記載しております。

①につきましては、感染症対策の強化として、施設系サービスについては、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練を、その他のサービスについては、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練の実施を義務づける改正となります。

改正する条例は、条例番号の欄に記載のとおり条例番号1から13までの条例であり、該当する条項につきましては、該当条項に記載のとおりとなります。

以下、改正する条例及び条項についての説明は省略させていただきます。

②につきましては、全てのサービスについて、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施を義務づける改正となります。

③につきましては、通所系・短期入所系・施設系サービス等について、非常災害対策としての訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする改正となります。

「(2) 地域包括ケアシステムの推進」の「ア 認知症への対応力向上に向けた取組の推進」につきましては、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける改正となります。

「イ 医療と介護の連携の推進」につきましては、整理番号①と②に記載しております。

①につきましては、薬剤師の居宅療養管理指導の算定要件とされている介護支援専門員等への情報提供について、明確化する改正となります。

②につきましては、有床診療所から移行して介護医療院を開設する場合は、当該事業者が施設の新築、増築または全面的な改築の工事を行うまでの間、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする改正となります。

続いて、3ページを御覧ください。

「ウ 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化」につきましては、整理番号①と②に記載しております。

①につきましては、通所介護事業者について、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする改正となります。

②につきましては、短期入所系・施設系サービスの個室ユニット型施設について、1ユニットの定員を15人を超えない範囲での緩和とユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する改正となります。

「エ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保」につきましては、居宅介護支援事業者に、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合と各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行うことを求めることとする改正となります。

「オ 地域の特性に応じたサービスの確保」につきましては、整理番号①から③までに記載しております。

①につきましては、認知症グループホームのユニット数を原則1または2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているユニット数を3以下とする改正となります。

②につきましては、認知症グループホームのサテライト型事業所の基準創設のた

めの改正となります。

③につきましては、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等の地域の実情により、市町村が認めた場合、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこと、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする改正となります。

「(3) 自立支援・重度化防止の取組の推進」の「ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化」につきましては、施設系サービス事業者について、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行うこと、栄養士または管理栄養士の配置と、入所者ごとの状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務づける改正となります。

4 ページを御覧ください。

「イ 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進」につきましては、CHASE・VISITといった介護関連データベースを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する改正となります。

「(4) 介護人材の確保・介護現場の革新」の「ア 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進」につきましては、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求めることとする改正となります。

5 ページを御覧ください。

「イ テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進」につきましては、整理番号①から⑬までに記載しております。

まず、①につきましては、全てのサービスについて、運営基準において実施が求められるサービス担当者会議等の各種会議について、「利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める」、「利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める」とする改正となります。

6 ページを御覧ください。

②につきましては、夜間対応型訪問介護サービスのオペレーターについて、併設施設等の職員や、訪問介護員等との兼務を可能とする改正となります。

③につきましては、夜間対応型訪問介護について、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業の一部委託を可能とする改正となります。

④につきましては、夜間対応型訪問介護について、複数の事業所間で、随時対応サービスの集約化を可能とする改正となります。

⑤につきましては、認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合、一定の要件の下、夜勤2人以上の配置に緩和することを可能とする改正となります。

⑥につきましては、施設系サービスについて、従来型とユニット型を併設する場

合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする改正となります。

⑦につきましては、小規模多機能型居宅介護について、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする改正となります。

⑧につきましては、地域密着型特別養護老人ホームの従業者の配置について、サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする改正となります。

⑨につきましては、地域密着型特別養護老人ホームの従業者の配置について、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする改正となります。

⑩につきましては、短期入所生活介護の従業者の配置について、看護職員を常勤で配置しない場合であっても、利用者の状態に応じ、病院等との密接かつ適切な連携により看護職員を確保することとする改正となります。

⑪につきましては、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする改正となります。

⑫につきましては、認知症グループホームにおける第三者による外部評価業務は、既存の評価制度のうち、外部評価による評価か、運営推進会議による評価のいずれかを選択して行うこととする改正となります。

⑬につきましては、認知症グループホームにおける介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する改正となります。

7ページを御覧ください。

「ウ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進」につきましては、全てのサービスについて、利用者等に対して書面で説明・同意等を行うものや、事業所における諸記録の保存・交付等について、電磁的記録による対応を原則認めることや、重要事項の掲示について、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする改正となります。

「(5) 制度の安定性・持続可能性の確保」の「ア 評価の適正化・重点化」につきましては、整理番号①と②に記載しております。

①につきましては、訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする改正となります。

②につきましては、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護サービスの割合が高いケアプランを作成する居宅介護支援事業者について、市から求めがあった場合には、理由書を付したケアプランを市に届け出ることとする改正となります。

8 ページを御覧ください。

「(6) 居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和」につきましては、居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができることを改正となります。

「(7) その他」につきましては、整理番号①と②に記載しております。

①につきましては、施設系サービスについて、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける改正となります。

②につきましては、全てのサービスについて、高齢者虐待防止の推進として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける改正となります。

9 ページを御覧ください。

施行期日は、本年4月1日から施行することとしますが、(5)、アの②の居宅介護支援事業者の点検・検証の仕組みの導入についての改正につきましては、本年10月1日からの施行としております。

なお、経過措置につきましては、第2条の高齢者虐待防止に関する取組の実施義務、第3条の感染症や災害発生時における業務継続計画策定等の実施義務、第4条の居宅サービス事業者等における感染症対策の強化に関する取組の実施義務、第5条の医療・福祉関係の資格を有さない職員に認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる実施義務については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けることとし、第6条の10人を超える定員のユニットを整備する施設における職員配置については、当分の間、介護・看護職員の配置実態を勘案して配置するように努めることを求めるものとし、第7条の本条例施行の際現に存するユニット型個室的多床室については、従前のまま設置を可能とし、第8条の施設系サービスにおける栄養管理体制の整備に関する実施義務、第9条の施設系サービスにおける口腔衛生管理体制の整備に関する実施義務については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けることとしております。また、第10条の施設系サービスにおける事故発生防止のための安全対策担当者の設置義務については、令和3年10月1日までの経過措置期間を設けることとしております。また、第11条の施設系サービスにおける感染症対策の強化に関する取組の実施義務については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けることとし、第12条の介護支援専門員を居宅介護支援事業所の管理者とすることができる経過措置については、令和9年3月31日まで経過措置期間を延長することとしております。

次に、資料3を御覧ください。

改正する13の条例について、条例ごとに、該当条項順に改正内容を記載しております。

整理番号は、資料2の改正内容ごとの整理番号を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

このほか、条ずれ及び語句の整理等の改正がありますが、御説明は省略させていただきたいと思います。

なお、資料2の10ページに、用語解説を掲載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

以上、議案第75号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** これも協議会の中で質疑しましたが、特に気になるのが、ここでも人員配置の緩和というものが目立つと思います。例えば、1ユニットの定員を15人を超えない範囲で緩和ということで、現状は1ユニット10人なんだけれども職員の配置は変わらないで、15人を超えない範囲で緩和するというような人員配置の緩和が目立つと思います。市は、人員配置の緩和を、狙いとしてはどのような認識を持っているのかお示してください。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ただいまの質疑にお答えいたします。今回の人員基準の緩和については、介護人材の確保が難しいという事業者さんからの意見を受けて、国が今回こういう緩和をしたというふうに捉えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 人員不足の問題は、事業所から私も話は聞いているんですけども、それを不足しているから人員配置を緩和することではなくて、やっぱり根本にあるのは、待遇の問題であるとかそういった問題を解決しなければ、この人員不足の問題というのは解決していかないと思います。昨今、介護職員による虐待問題もある中で、さらに業務を多忙化させるのではなくて、この人員不足の問題を根本的に改めるよう、これは私たち日本共産党としても国にも求めていきたいと思うんですが、そういった解決を図るためにも人員配置の緩和をするべきではないという思いから、この改正には賛成することはできません。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第76号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料1を御覧ください。

条例の制定理由及び改正概要につきましては、初めに、「(1) 母子支援員の資格要件の拡大」及び「(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大」につきまして、御説明いたします。

平成29年5月31日に公布されました学校教育法の一部を改正する法律によりまして、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学が平成31年4月から創設されたところであります。

専門職大学は4年制課程であり、これを前期2年後期2年、または、前期3年後期1年の課程に区分することができることとなっております。

国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業に関する基準におきましては、専門職大学の創設に合わせ、母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定が既に整備されているところであります。

令和3年3月をもって専門職大学の前期課程2年が修了するタイミングとなることから、本市におきましても、母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定を整備するため、国の基準と同様の改正を行おうとするものであります。

次に、「(3) 母子生活支援施設の職員の資格要件の拡大」につきまして、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準におきましては、母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件の一つとして、大学院において、心理学を専修する研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者を含める改正が行われ、

令和3年4月1日から施行されることに伴い、国の基準と同様の改正を行おうとするものであります。

改正の具体的な条文といたしましては、資料2に、新旧対照表を記載しております。

なお、本条例の施行期日は、令和3年4月1日からを予定しております。

以上、議案第76号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第78号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、1の制定理由についてであります。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画の策定及び健康保健法施行令等の一部を改正する政令における介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の改正内容を御覧ください。

このたびの条例改正の内容であります。まず、(1)といたしまして、介護保険料の対象期間の変更につきましては、第8期計画の策定に伴い、第8期の保険料を第7期と同額で設定したことから、平成30年度から令和2年度までとなっております対象期間を令和3年度から令和5年度までに変更しようとするものであります。

次に、(2)の所得指標の変更につきましては、令和2年度税制改正に伴いまして、本条例の合計所得金額について、低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除適用後の金額となるよう変更しようとするものであります。

次に、(3)の保険料減免の特例の対象期間の変更につきましては、世帯の生計を

維持することが著しく困難であると認められる者を対象とする保険料減免の特例について、継続して減免できるようにするため、平成 30 年度から令和 2 年度までとなっている対象期間を令和 3 年度から令和 5 年度までに変更しようとするものであります。

次に、(4)の令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例につきましては、平成 30 年度税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされたことから、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令の改正により、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料に係る所得段階の算定方法を変更しようとするものであります。

具体的には、議案第 78 号関係資料 2「青森市介護保険条例の一部改正新旧対照表」により御説明させていただきます。

第 4 条第 1 項につきましては、介護保険料の対象期間を変更しようとするものであり、平成 30 年度から令和 2 年度までを令和 3 年度から令和 5 年度までに改正するものであります。

第 4 条第 1 項第 6 号のイにつきましては、所得指標を変更しようとするものであり、第 6 段階に該当する方の合計所得金額について、低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除適用後の金額となるよう、租税特別措置法第 35 条の 3 第 1 項を追加するなどの改正をするものであります。

附則第 5 条につきましては、保険料減免の特例の対象期間を変更するものであり、第 8 期計画期間においても継続して減免できるようにするため、対象期間について、平成 30 年度から令和 2 年度までを令和 3 年度から令和 5 年度までに改正するものであります。

続きまして、2 ページを御覧ください。

附則第 7 条につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を追加する改正であります。具体的には、税制改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除が 10 万円引き下げられたことにより、所得が増加し、保険料の所得段階が上がり、負担が増加するといった不利益が生じないようにするため、第 1 項では、令和 3 年度における保険料の算定について、合計所得金額を給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から 10 万円を控除して得た額とし、保険料の所得段階が上がらないよう特例を設けるものであります。

また、第 2 項につきましては、第 1 項の規定を令和 4 年度における保険料率の算定について、第 3 項につきましては、第 1 項の規定を令和 5 年度における保険料率の算定について、準用する旨の規定であります。

最後に、附則 1 には施行期日を令和 3 年 4 月 1 日とすること、また、附則 2 には経過措置を定めております。

以上、議案第 78 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜

りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 質疑というか要望ですが、保険料が第7期と同額ということでこれ自体は了承しましたが、心配なのは、次の第9期のときに急激に引き上がってしまうのではないかという懸念する思いがあります。そういった引上げがないように、ぜひ考えていってほしいと思います。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 本定例会に提出いたしました議案第79号「青森市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

当学院の受験手数料、入学金及び授業料は、昭和47年開学以降改定されておらず、授業料等の収入と運営経費の差が拡大しており、同様の運営形態を取る他の定時制看護師養成所と比較すると低すぎる現状にあります。

市では、「青森市行財政改革プラン（2019～2023）」において、持続可能な財政運営を1つの柱と掲げ、その中で、受益者負担の適正化に取り組んでいくこととしており、受益者負担の適正化、他の定時制看護師養成所との均衡の観点から、青森市立高等看護学院の受験手数料、入学金及び授業料を改定するものであります。

なお、授業料の改定に当たり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定されることから、授業料の減免について新設するものであります。

改正内容についてであります。第7条第1項の受験手数料について、現行500円を5000円に、同条第2項の入学金については、現行1000円を5000円に、同条第3項の授業料については、現行月額3000円から月額1万円に改定するとともに、授業料の改定に当たり、災害による被災等により授業料の負担が困難なことも想定さ

れることから、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができる規定を第8条として新設するものであります。

施行期日につきましては、受験手数料及び入学金は令和3年4月1日、授業料及び授業料の減免は令和4年4月1日を予定しております。

また、経過措置として、受験手数料、入学金は、令和4年4月1日以後に入学しようとする者について適用することとし、令和4年4月1日前に入学した者の受験手数料及び入学金、授業料の額については、従前の例によることとしております。また、授業料の激変緩和措置として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに入学または転入学する者については月額5000円、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに入学または転入学する者については月額7000円とし、段階的に引き上げることとしております。

最後に、参考として、他の定時制看護師養成所における受験手数料等の状況についてそれぞれ掲載しております。受験手数料、入学金及び授業料それぞれの平均額については、受験手数料が5267円、入学金が7167円、授業料が月額1万217円となっております。

説明は以上でございます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 以前の協議会のときに、これまでの受験者数、それから入学者数を示していただきました。年々数が減っているというようなことであつたんですが、その数が減っている要因というのはどういったことが考えられるのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 受験者の数が定員を下回ったのが、平成元年度で下回っておりまして、函館の准看護師養成所が平成30年度で廃止になっています。函館からも来ていたんですけれども、あと、大館の准看護学院が平成30年度をもって廃止して、大館からも来ていたんですけれども、そこが廃止したことが元年度での入学者数の減少ということで、元年度までは40人いたんですけれども、それが大きな要因だというふうに考えております。〔赤平勇人委員「令和元年度」と呼ぶ〕

**○岸田耕司市民病院事務局長** 令和元年度です。

**○赤平勇人委員** 分かりました。受験手数料は現行500円のもののが改定案として5000円、10倍ですよ。それから入学金も5倍になると。やっぱり、こうした大きな負担増というのは、私はするべきではないと思います。受験者にも優しいような制度として保つ必要があると思うので、この改正には賛成することはできません。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 79 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**村川みどり委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○**岸田耕司市民病院事務局長** 本定例会に提出いたしました議案第 80 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

令和 3 年 5 月開院予定の新浪岡病院では、患者の療養環境に係る選択の機会を広げ、より快適な入院生活を送れるよう、特室（個室）については、1 床から 7 床に増床するとともに、特室（A）3 室にはシャワーを設置し、共通する設備として、幅広タイプのベッドやインターネット環境などの整備を進めているところであります。

これに伴い、新浪岡病院の特室差額室料について改定することとし、青森市病院料金及び手数料条例の改正を行うものであります。

なお、特室差額室料については、青森市民病院特室の設備等と比較考量し、シャワーのある特室（A）はシャワーのある青森市民病院特室（B）－1－1 の 6600 円になります。シャワーのない特室（B）については、シャワーのない青森市民病院特室（B）－2 の 5060 円と同額とするものであります。

改正内容についてであります。青森市病院料金及び手数料条例の別表、第 2 条関係で定めております選定療養費のうち、浪岡病院の特室差額室料の 1 日当たりの料金について、現行税込み 3300 円から、特室（A）は税込み 6600 円、特室（B）は税込み 5060 円に改定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

なお、参考として、特室（A）、（B）それぞれの部屋数、面積、設備の内容につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

なお、さきの本常任委員協議会に提出した資料において、特室（A）の面積であります。16.3 平方メートルから 16.9 平方メートルとなっておりますが、3 室のうち 1 室が 13.2 平方メートルとなっておりますので、正しくは 13.2 平方メートルから 16.9 平方メートルとなっておりますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

説明は以上でございます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** まず、確認しますが、患者本人が希望しない場合でこの特室に入った場合は、基本的には料金はかからないということよろしいですか。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** あくまでも患者の同意が前提になっておりますので、おっしゃるとおりになっております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。前回のお話では、令和元年度では特室が2日、それから令和2年度では9日の需要だったということなんですが、1床からなぜ7床なのか、そこの根拠をお示してください。

**○村川みどり委員長** 市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 7床にしたのは、ある程度今までの療養環境を確保するに当たって、ほかのところも調べてみたときに、大体35床程度で特室がその程度の規模があるということで、基本設計等を通じて7床にしたということでありす。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私は単純に需要があまりない中で、7床に増やす必要性があるのかというふうに思います。それから、そもそも医療に対して、お金がある人、ない人に差をつくってはいけないのではないかと思います。なので、この条例の制定については賛成することはできません。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「ブックスタート事業の復活を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 請願第2号「ブックスタート事業の復活求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第2号につきましては、乳幼児健診時にブックスタートパックを配付するブックスタート事業を復活することという内容であります。

心はぐくむブックスタート事業は、育児の孤立化を防ぎ、乳児期から絵本を通じて親子の絆を深め、心の健康づくりを図り、安心して子育てができるよう、平成17年8月から令和元年度まで、4か月児健康診査の場で、赤ちゃんに触れ合う絵本の読み聞かせ方を実演しながら、その絵本と絵本の楽しさを伝える冊子が入ったブックスタートパックを配付していたものです。

令和2年4月に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う拠点としてあおもり親子はぐくみプラザを開設したところですが、その開設に当たり、親子の絆を育むという基本方針の下、全ての事業を総点検し、事業内容の見直しを行いました。

心はぐくむブックスタート事業については、本事業を14年以上続けてきた中で、開始後5年目頃から、配付する絵本を持っている方が増え、令和元年度では、16種類の交換用の絵本を準備しても、半数以上の方が持っているという回答するなど、ファーストブックを自分で選ぶという考えが浸透してきたこと、一方で、赤ちゃんとの触れ合い方について不安を感じている保護者の声が日常的に聞かれるようになってきたことなどの現状の課題が整理されたところです。

このようなことから、心はぐくむブックスタート事業については、赤ちゃんの成長に応じた絵本を保護者に選んでいただくための冊子を提供することとし、妊娠期から赤ちゃんとの絆を育んでいくための切れ目のない一体的な支援ができるよう見直しを行い、今年度からは、親子のきずなづくり事業を開始しております。

具体的には、妊娠期からの絆づくりとして、赤ちゃんのいる生活がイメージできるよう、赤ちゃんのお世話やスキンシップや絵本等による触れ合いを体験できるようマタニティー講座をリニューアル、また、4か月児健康診査の場等においては月齢に合った絵本や触れ合い遊びを市オリジナルで作成した「赤ちゃんへのおすすめ絵本!」、「赤ちゃんと楽しむ!ふれあい遊び」の2種類の冊子で紹介する等、様々なシチュエーションの中で、親子の絆づくりを育んでおります。

本市が行ってきた心はぐくむブックスタート事業は、絵本を手渡し、その場で絵本の体験を届ける親子の絆と心を育むという趣旨で14年以上実施してきたところですが、絵本配付によらずとも、絵本を開いて語りかけることの大切さ楽しさを伝え、親子の絆、心を育むという目的は変わることなく取組を拡充しており、絵本を配付するブックスタート事業の再開は考えておりません。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 令和2年第4回定例会の村川議員の一般質問の中で、本事業を14

年間続けてきた中で、実施後7年を経過した平成24年頃から、初めてのお子さんであっても約半数の御家庭で既に本市が配付する絵本を持っているというような答弁がありましたが、この約半数の御家庭で本市が配付する絵本を持っている。これは何か具体的な調査をしたということなんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 毎回実績を取っておりますので、その中で交換された絵本の割合ということを毎回取っておりますが、平成24年度頃からは49.1%、約5割の方がその絵本を持っているということで、交換をしているという状況にあります。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** もう持っているからこの制度が要らないとか、なくしてほしいとかそういうような声があったのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 保健部長。

**○浦田浩美保健部長** この制度は要らないというようなお声は頂いてはおりません。しかし、その本は要りませんという声は頂いていて、交換する絵本を毎年毎年増加して行って、令和元年度のときには16種類の本を準備するような状況となったところであります。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今御説明にもあったように、様々、絆を育む取組を開始するというので、それ自体は否定するつもりはないですが、ただ、ブックスタート事業の一番の意味というのは、市が一番最初に絵本をプレゼントしてあげる、そこにあると思うんです。子育て世帯からは、お金があるとかないとか問わず、絵本を大事にしようということを新しく親になった人たち全員にプレゼントすると。全員にプレゼントするということに大きな意義があるという声も聞いています。貧困化も進む中で、絵本を紹介するだけで、後はもし欲しければ自分たちで買ってくださいますか、それとも、読み聞かせの実演を見て、これを市としても絵本をあげるのか、家でもぜひやってみてくださいというふうにつなげることができるのか、そこで、子育てに対する温かさも違ってくるのではないかと私は思います。なので、このブックスタート事業をぜひ再開して欲しいという観点から、この請願を採択すべきだと思います。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 会派のほうで、聞いてくれということで意見がありました。実際の数を知りたいんです。直近、対象者が何名いて、何名の方が持っているのか。半数、半数近く、半数以上と言うけれども。例えば、1000人いて、持っている人が680人であるとか、そういう実数、近年何年かでいいから教えてください。

**○村川みどり委員長** 保健部長。

**○浦田浩美保健部長** この事業は令和元年度まで実施してきておりましたので、令

和元年度の実績で申し上げますと、対象となった親子は1648人です。そのうち、絵本は持っているということで交換された方々が833人ということでもあります。

○村川みどり委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。渡部委員。

○渡部伸広委員 このブックスタート事業は、そもそも我が会派でも強く推進をしてきたわけではあります。平成17年から始まって、14年以上取り組んできて経緯もお話を伺いました。経緯を聞いていく中では、親御さんもいろいろ知識を持ってきて、絵本も自分でそろえるといったことが浸透してきて、今言われた数字になってきたのではないかと思います。趣旨としては、心を育む、親子の絆づくりというところが主たる目的であったと理解をしております。絵本をあげるという形でやってきたわけですが、時代とともにいろんな形に事業が変わっていくというのは自然なことだと私は思っておりますので、同じ事業を半数以上の方が要らないという方の事業をそのまま復活させる必要性は感じられないので、私は採択することに反対です。

以上です。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本請願については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村川みどり委員長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○村川みどり委員長 次に、報告事項に入ります。

『猫の適正飼養ガイドライン』の策定について」報告を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 「猫の適正飼養ガイドライン」の策定について御報告をいたします。

このたび、猫の適正飼養ガイドラインを作成いたしました。

お手元の資料を配付しておりますけれども、この猫の適正飼養ガイドラインは、猫は家族の一員として大切に飼養している方がいる一方で、放し飼いや野良猫への責任のない餌やりが原因で地域の快適な生活環境が損なわれ、住民間のトラブルに発展してしまうということもあり、保健所にも猫に関する多くの相談が寄せられているところです。

本ガイドラインは、猫を飼っている方もそうでない方も、本市にお住まいの皆様が猫に対する理解を深めていただき、共に快適な生活環境で安心して暮らすことができるよう、猫の生態や習性、猫を飼う時や接する時に知っておいていただきたい基本的なルールなどをまとめ、市民の皆様へ啓発を進めるため策定したものです。

ガイドラインにつきましてはタブレットでも配信をしておりますが、ガイドラインの冊子そのものもお渡ししているかと存じます

このガイドラインの主な内容について御説明をいたします。

本ガイドラインは、皆様に親しみを感じていただけるようオリジナルのイラストを随所に取り入れて作成しております。

1では、「はじめに」として、ガイドライン策定に当たっての主たる目的について述べております。

2では、「猫はこんな生き物です」として、猫の生態や習性について説明をしております。

3では、「猫を飼う人の心構え」として、室内で飼うこと、適正な頭数で飼うこと、不妊去勢手術をすること、飼い主が誰かを分かるようにすること、寿命を迎えるまで飼うことを説明しております。

4では、「災害に備えて」として、災害時の避難に必要なものや災害に備えたしつけについて説明をしております

5では、「ノラ猫にエサをあげるのは... 愛？」として、責任のない餌やりが結果として御近所にお住まいの方に迷惑がかかり、猫が悪者になってしまうことから、責任を持たない餌やりをしないこと、室内で飼い、迷子札や首輪をつけること、また、野良猫でお困りの方々への対策について説明をしております。

6では、「保健所に勤務する獣医師から」として、日々行っている業務の一端を分かりやすく、また、親しみを感じていただけるよう、漫画仕立てにして掲載しています。

7では、「むすびに」として、市民の皆様へ動物も人も命あるものとして共に生きる社会の実現を目的とする動物愛護について、保健所の現場から市民の皆様へお伝えしたいことについて述べております。

資料に戻っていただきまして、周知につきましては「広報あおもり」及び市のホームページを活用しながら広く周知を図るとともに、高齢者等に関する相談が寄せられていることを踏まえ、福祉分野の関係機関へ配布していきたいと考えております。

また、猫に関する相談が多く寄せられている町会へガイドラインを紹介した上で

回覧を依頼したり、相談が寄せられた際の現場における指導等の説明資料とするなど、多くの市民の皆様へ本ガイドラインの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

本ガイドラインを通じて、猫を飼われている方もそうでない方も、本市にお住まいの皆様が猫に対する理解を深め、共に快適な生活環境で暮らすことができるよう鋭意取り組んでまいりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 私も猫の被害をかなり受けているので。冬の間でも、ふんをしていくし、月に二、三回は雪の上にもふんをされて片づけたり、ここにも書いているとおり、駐車場のコンクリートにもしますし、毎日通路になっているので、家の玄関の前でふんもするし、おしっこもするし。あと大変なのは、苦手なものがありますけれども、砂利や軽石は全然効きませんよ。うちは日本庭園を造っていて、砂利を敷いてるけれども、幾らでも来るし、かんきつ類やハーブの香りもあるんだけど、猫の苦手な草をいっぱい植えても、幾らでもおしっこしていくし、御案内のとおり、猫がおしっこしたら、酸性が強いから庭が死ぬんですよ。庭が死んじゃ駄目だから、我々は駆除するにも大変なんだけれども、結局、網をやっても塀の上を歩いてきて、すごく困っています。昔だったら、うちの親父はよく薬で殺したりしたんだけど、今、それはやれないから。本当に大変なんです。こう言われるけれども、これやったけれども全然効かないんです。本当に困っている人はどうすればいいんでしょう。保健所で何とかありませんか。

**○村川みどり委員長** 保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 猫が苦手なものとしてラインナップいたしましたけれども、猫によって効果は様々です。いろいろ試してみてくださいと補足しておりますが、困っているその猫が飼われている猫なのか野良猫なのかということがなかなか分からないということもありまして、かなり頻繁にあるようであれば、保健所に相談が寄せられれば、その現場を見に行ったりということはしているところなんですけれども、なかなかこれだという決め手がないというのが猫の難しさでありまして、それゆえ、猫を飼っている方に猫の適正飼養ということをご理解していただきたい。そういうための1つのツールとして、こういったものも作成いたしました。今まで口頭だけで、あるいはペーパーも持っていったりはしたんですけども、口頭で指導をしてきているものの、なぜ、放し飼いとか室外に出してはいけないかということなども御理解いただけるように、もしも外に出している人がいるならば、獣医師の立場からも、そこは猫の飼い主に何度も何度も根気よくお伝えをさせていただいているところではあります。非常に決め手がないというのが現状ではありま

す。

**○村川みどり委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 言うことは分かります。我々も保健所に相談しても、保健所はできるわけではないですよね。犬と違って捕まえられるし。実は野良だけではないんです。飼い猫もあります。我々も知っているんです。隣近所だから。飼っているというほどじゃないです。車庫の戸を開けて、中に餌があります。そうすれば、飼い猫と同じじゃないですか。そこに毎日10匹くらい通ってきて、餌を食べて野良みたいに歩くわけです。実際そうやっている家が何件かあります。町内で言いにくいじゃないですか。しかも私らは選挙に出る人間です。次の日から、奈良祥孝これじゃべったって攻撃されるんだから。だから我々は分かっていると言えないんです。そこを役所とかで、もうちょっときつく注意喚起をしてくださるだけでいいので。これやって、飼い主が見ても可愛いから関係ないでしょう。仕方ないと思うんですけども。でも、市民にアピールする方法としてはいいと思いますので、ぜひもうちょっと強くアピールしてほしいと思います。

これ、要望だけで終わります。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市特定不妊治療費助成事業の拡充について」報告を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 特定不妊治療費助成事業の拡充について御報告いたします。

本市では、不妊に悩む御夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険の適用がない体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成しております。

国では、令和4年度からの不妊治療の保険適用を目指しているところですが、それまでの間、現行の助成制度を拡充することとしており、令和2年度第3次補正予算の可決後、その拡充内容が示されたところです。

お手元の資料のとおり、主な拡充内容といたしましては、対象者について、所得制限が撤廃され、事実婚関係の御夫婦も対象となったこと、助成額について、1回につき15万円までだったものが30万円まで、治療内容によっては7万5000円だったものが10万円まで増額されたこと、助成回数について、生涯で通算6回までだった制限が、1子ごとに6回までとなり、出産ごとに回数がリセットされるようになりました。

本市におきましても、国の動向に呼応して助成内容を拡充することとし、令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、現在、市の要綱改正等の手続を進めているところです。準備が整い次第、市のホームページや指定医療機関を通じて対象となる方へ周知を図り、今月中旬から拡充分の申請受付を開始してまいりたいと考えております。

報告については以上です。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市浪岡不燃物埋め立て処分場の廃止について」報告を求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 青森市浪岡不燃物埋め立て処分場の廃止について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

まず、「1 施設の概要」についてであります。旧浪岡町において設置されました青森市浪岡不燃物埋め立て処分場は、資料の位置図にありますとおり、五所川原市に向かう津軽自動車道の北側に位置し、供用期間は昭和51年6月から平成10年6月まで、埋立地面積5万6192平方メートル、埋立容量9万4946立方メートル、これまで埋め立てた廃棄物の種類は不燃ごみや粗大ごみ等で、埋立方法はサンドイッチ方式及び投げ込み方式となっております。

次に、「2 これまでの経緯」について御説明いたします。

「(1) 旧浪岡町の対応について」であります。当該処分場は、平成10年3月、当時の厚生省から、平成10年に改正された一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、いわゆる共同命令の適用は受けませんが、処分基準違反のおそれが強い最終処分場に該当すると示されたことを受け、旧浪岡町においては、同年6月をもって全ての廃棄物の搬入を停止したものです。

その後、旧浪岡町におきまして、当該処分場の廃止について検討していたものの、平成10年10月以降実施してきた水質検査において異常が認められていない状況等から、施設の廃止に必要な追加調査は実施しないまま水質検査のみを継続実施し、平成17年に旧青森市と合併したものです。

次のページを御覧ください。

「(2) 適正廃止に向けた適正化対策の実施について」であります。合併後、本市では、当該処分場を適正に廃止するため、平成23年度から環境部清掃管理課におきまして、施設の状況や周辺環境への影響の有無等について調査を実施し、平成26年2月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃止基準に準じ、当該処分場の適正廃止に向けた青森市浪岡不燃物埋め立て処分場廃止基本計画を策定いたしました。

また、本計画に基づき、平成27年度から30年度までの約4年間にわたり、埋立基準を満たしていない廃棄物の掘削・除去及び土砂の埋め戻しを行ったほか、雨水排水施設や通気装置といった附帯施設を設置するなど、表1に記載のとおり、適正化対策を実施したものであり、その後、同法の手続に準じて、平成31年2月に埋立処分の終了届を環境部廃棄物対策課に提出したものであります。

参考までに図2、図3に対策前後の写真を添付しております。

次のページを御覧ください。

「(3) 適正化対策終了後の2年間のモニタリング調査について」であります。適正化対策終了後の平成30年10月から令和2年12月までの約2年間にわたり、同法の廃止基準に準じ、当該処分場の適正廃止に向け必要とされるモニタリング調査を実施したものであります。

調査の詳細であります。表2に記載のとおり、水質検査については地下水を含め計7地点、悪臭検査については3地点、発生ガス及び地中温度検査については3地点で定期的に実施してきており、いずれの調査の結果におきましても、本処分場に埋め立てた廃棄物が原因となるような数値は検出されず、周辺環境への影響がないことを確認したところです。

次に、「(4) 当該処分場の廃止について」であります。適正化対策後の2年間のモニタリング調査結果に異常が認められなかったことから、同法の手続に準じ、令和3年1月21日に廃止確認申請を環境部廃棄物対策課に提出し、同年2月10日に同課から当該処分場の廃止確認を受け、当該処分場の廃止の手続が完了したものであります。

「3 今後の維持管理について」であります。当面は、施設の維持管理を継続すべく、点検用通路の確保や調整槽の管理を行うとともに、規模の大きな地震や台風等を要因とする自然災害が想定される場合には、必要に応じて目視等による施設点検を実施することとしております。

以上で報告は終わりますが、モニタリング調査の結果の詳細につきましては、別紙調査結果1から4に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

**○村川みどり委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )